

平成23年第3回蓬田村議会定例会会議録（第3号）

開 会 平成23年9月 8日

閉 会 平成23年9月15日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（9月15日）

出席議員 8名

1番	久 慈 修 一 君	2番	藤 田 修 一 君
3番	森 弘 美 君	4番	坂 本 豊 君
5番	久 慈 省 悟 君	6番	青 木 倉 元 君
7番	山 舘 清 剛 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古 川 正 隆 君
教 育 長	八 戸 良 幸 君
会 計 管 理 者	木 村 春 美 君
総 務 課 長	八 戸 純 一 君
税務課長兼ふれあい センター事務局長	芳 賀 作 君
住 民 課 長	越 田 茂 弘 君
健 康 福 祉 課 長	浜 田 亮 君
教 育 課 長	坂 本 勝 教 君
産 業 振 興 課 長	坂 本 亮 君
建 設 課 長	柿 崎 真 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	坂 本 勲 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長 川崎 清 春 君
議会事務局 主幹 中川 孝 治 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3番 森 弘 美 君
4番 坂 本 豊 君

議事日程（第3号）

- 第 1 議案第46号 平成22年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 2 議案第47号 平成22年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 3 議案第48号 平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 4 議案第49号 平成22年度蓬田村老人保健特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 5 議案第50号 平成22年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 6 議案第51号 平成22年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 7 議案第52号 平成22年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 8 議案第53号 平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 9 議案第54号 蓬田村暴力団排除条例制定の件
- 第10 議案第55号 蓬田村税条例等の一部を改正する条例案
- 第11 議案第56号 蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 第12 議案第57号 平成23年度蓬田村一般会計補正予算（第3号）案
- 第13 議案第58号 平成23年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案
- 第14 議案第59号 平成23年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

案

第 1 5 議案第 6 0 号 平成 2 3 年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

案

第 1 6 議案第 6 1 号 平成 2 3 年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案

第 1 7 発議案第 2 号 消費税増税反対を求める意見書案

第 1 8 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

午前9時42分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第46号 平成22年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求め
めるの件

日程第2 議案第47号 平成22年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入
歳出決算認定を求めめるの件

日程第3 議案第48号 平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定を求めめるの件

日程第4 議案第49号 平成22年度蓬田村老人保健特別会計歳入歳出決算
認定を求めめるの件

日程第5 議案第50号 平成22年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出
決算認定を求めめるの件

日程第6 議案第51号 平成22年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算
認定を求めめるの件

日程第7 議案第52号 平成22年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出
決算認定を求めめるの件

日程第8 議案第53号 平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算認定を求めめるの件

○議長（木村 修君） 日程第1、議案第46号平成22年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めめるの件から日程第8、議案第53号平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めめるの件までの8案を一括議題といたします。

この8案については、議員全員をもって構成する決算特別委員会に付託して審査されましたので、その結果について委員長より報告を求めます。

○決算審査委員会委員長（藤田修一君） おはようございます。決算特別委員会の審査の結果について報告します。

去る9月8日、平成23年第3回定例会の初日に付託された議案第46号から議案第53号までの平成22年度各会計決算8案について、9月8日・13日の2日間にわたり審査した

ところ、採決の結果、平成22年度蓬田村一般会計歳入歳出決算ほか7案は多数をもって認定すべきものと決しましたことを報告いたします。

○議長（木村 修君） これより議案に対する討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第46号平成22年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第47号平成22年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第48号平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第49号平成22年度蓬田村老人保健特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたし

ました。

次に、議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

- 議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第50号平成22年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

- 議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第51号平成22年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

- 議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第52号平成22年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

- 議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第53号平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第9 議案第54号 蓬田村暴力団排除条例制定の件

○議長（木村 修君） 日程第9、議案第54号蓬田村暴力団排除条例制定の件を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 議案第54号蓬田村暴力団排除条例の制定について、ご説明いたします。

今回この条例を制定する趣旨は、地域社会が一丸となって暴力団の壊滅を目指すための条例を制定するものでございます。県におきましては、青森県暴力団排除条例がことし7月1日から施行されております。なお、この条例の制定につきましては、公布の日から制定することでございます。

条例の規定の中身でございますけれども、3枚目をお開きください。

第4条、見出し、村の責務。それから、第5条、村民の責務。以下、第12条まで規定してございますけれども、これがこの条例の中における基本的な施策を示している規定でございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第54号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第55号 蓬田村税条例等の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第10、議案第55号蓬田村税条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長兼ふれあいセンター事務局長（芳賀 作君） 議案第55号蓬田村税条例等の一部を改正する条例案。

蓬田村税条例等の一部を次のように改正するものとする。

提案理由として、地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

改正内容は、第1条として、税条例の一部改正で、1ページ、26条の1、村民税の納税管理人に係る申告に関する過料の額3万円を10万円に改めるものであります。

同じく1ページ、34の7、寄附金控除の改正でありまして、地方税法314条の7の規定に基づくものとしてであります。1ページから2ページにわたる10項目の寄附について規定したものであります。

以下、2ページから4ページにあります36条の3から139条の2までにつきましては、それぞれ税に関する申告に対しての過料の額の改正であります。

3ページ、61条第9につきましては、固定資産の課税標準の特例に関して改正したものであります。

次に、附則の改正であります。4ページ、附則第7条の4については、寄附金税額控除における特例、特別控除額の特例について改めたものです。

以下、4ページ、肉用牛の売却。5ページ、附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得。5ページ、16条の4、土地の譲渡等に係る事業所得等。同じく5ページ、17条の3、上記譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例。6ページ、18条の5、山地譲渡所得。同じく6ページ、19条の2、株式等に係る譲渡所得。6ページ、先物取引に係る雑所得に係る個人税の村民税の課税の特例。6ページ、20条の4、条約適用利子等及び条約適用配当等に係るものです。以上については、課税の特例に対しての改正であります。

5ページ、附則第10条の2につきましては、新築住宅に対する減額の規定の改正であります。

第2条として、蓬田村税条例の一部を改正する条例の一部改正。ページ7、附則第2条第6項、個人の住民税に関する経過措置。

ページ8、第3条として、蓬田村税条例の一部を改正する条例の一部改正。附則第1条第4においては、施行日の改正。

8ページ、附則第2条第6項では、適用年度を改めたものです。

附則として8から10、施行日、村民税、固定資産税、税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置についてと罰則に関する経過措置です。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立多数数です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第56号 蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第11、議案第56号蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） 議案第56号蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案。

これは、この給付条例に該当するひとり親家庭の子供が医療機関にかかった場合の医療費を11月1日から現物給付とするため提案するものであります。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第57号 平成23年度蓬田村一般会計補正予算（第3号）案

○議長（木村 修君） 日程第12、議案第57号平成23年度蓬田村一般会計補正予算（第3

号) 案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 議案第57号平成23年度蓬田村一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算の主な財源は、公共用施設整備基金からの繰り入れと、あとは臨時財政対策債となっております。補正額は6,488万8,000円を見込んでございます。

それでは、総務課関係の補正予算の内容につきましてご説明いたします。

歳出でございます。10ページをお開きください。

一般管理費1目一般管理費、需用費の消耗品として171万6,000円を見込んでございます。

まず1番目、避難所用封筒型シュラフ購入費。これは、小学校、ふるさと総合センターなどの避難所に毛布としての機能を果たすシュラフ、このシュラフは中布団つきでございますけれども、それを300枚準備するというような予算でございます。

それから次、避難所用海拔標識購入費30万1,000円でございます。これにつきましては、各地区の公民館、並びにハザードマップで避難所として指定されております小学校、中学校、ふるさと総合センターとか全部で26カ所に、各施設の海拔、海の表面から何メートルですよというふうな標識をつけるものでございます。これは自治会からの要望もございまして、去る8月の10日に自治会長会議を開きまして、自治会の方からもさまざまな意見をいただきまして、今回この予算を計上したものでございます。基本的には、施設並びに工作物がある場合は、その標識をつけるということでございます。

それから次、委託料として、蓬田村海拔看板設置測量業務委託料226万8,000円を見込んでございます。これにつきましても、自治会から海拔の標識並びに高さをぜひつけてほしいというふうな要望もございましたので、今回測量をいたしまして設けるものでございます。

それから次に、18節備品購入費の中に、避難所用発電機購入費並びに避難所用投光機購入費を見てございます。これは今回の東日本の大震災の経験を踏まえまして、小学校、ふるさと総合センター、それから消防団の各屯所などに発電機を備えるものでございます。それから、その発電機に加えて、その発電機と一緒に使う明るさを確保するための投光機を購入するものでございます。

それから次、4目財産管理費の中に、11節に30万7,000円の修繕料を見てございます。

これはトイレの悪臭、においを消す修繕と、あと、パソコンのプリンターの修理とかにかかる経費を見込んでございます。

それから、10目コミュニティバス運行費13節委託料の中に、蓬田村コミュニティバス運転業務委託料112万円を計上してございます。これにつきましては、昨年7月1日からコミュニティバスの運転業務のみをよもぎたアシスト株式会社の方に委託してございます。昨年度は運転業務費をつけないで運転業務を委託したわけでございますけれども、今回計上したのは、アシストの経営状況がかなり厳しいということも踏まえまして、運転業務に係る賃金に相当する部分を今回計上したものでございます。

それから次、消防費でございます。16ページをお開きください。

1目非常備消防費11節消耗品として33万9,000円を計上してございます。これは第1分団、第7分団の消防自動車のスタッドレスタイヤの購入費でございます。

それから次、15節工事請負費の中に、防災行政用無線屋外子局スピーカー等交換工事費696万円、それから、防災無線屋外子局増設工事860万5,000円を計上してございます。これにつきましては、スピーカー等交換工事につきましては、現在の防災行政無線が昭和58年か9年ごろに設置してございますけれども、それからもう25年以上たつてございまして、その間、具体的にスピーカー等を交換してございませぬので、今回交換する必要があるということで、バッテリーとそれらも含めて交換するその経費でございます。

それから、その下の子局増設工事費860万5,000円につきましては、防災無線が聞こえない地区を解消するために、今年度は2局増設するもので、1局は蓬田保育園付近が1局と、あとは瀬辺地、外ヶ浜よりの瀬辺地でなく広瀬ですね、広瀬の高根に上る道路がありますけれども、それよりも北部の方が聞こえませぬので、実際役場でも調べた結果聞こえないので、そこに1局設けるということでございます。

それからあと、15節工事請負費として防火水槽新設工事費750万円を見てございます。これは中沢の地区に初期消火の水を確保するために防火水槽1基どうしても必要だというふうな地元からの強い要望もございまして、今回計上したものでございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 次に、健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） 12ページをお願いいたします。

4款1項3目環境衛生費、委託料37万2,000円、これは外ヶ浜地区にあります粗大ごみの一時集積所として利用しているところが、県の指導によりいったん撤去しなければ

ならないということで計上したものです。

9目ふれあいセンター費、19負担金補助及び交付金、これは去年の代替源泉掘削等整備工事にかかわる休業分と、それから、ことしの3月11日に発生した震災、その後の影響による減収分を、やむを得ない事情で休業したということで収入がなかったということで、減収分を特別に助成するというものです。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 亮君） 産業振興課については、12ページをごらんいただきます。

6款農林水産業費、畜産業費、23償還金利子及び割引料104万6,000円、これは国の畜産の特別導入事業が今年の6月で終了したことに伴い、国に返還するものであります。

次に、13ページをごらんいただきます。

7目農林水産施設管理費、工事費、蓬田村水産加工施設動力設備増設工事、新たな加工グループがこの施設を使って使用したいということになりまして、電気の工事代として15万円計上してございます。

次に、林業費1項林業総務費、19森林整備地域活動支援交付金、これは来年度から森林の経営計画作成のために、青森森林組合の方に助成する、支援する交付金、これが25万円計上してございます。

次に、水産業費、ホタテ地まき放流事業、去年からのホタテ高水温対策の一環としまして、地まきホタテ、これに144万円を助成するものであります。

次に、7款商工費、観光費であります。マルシェの施設の中にあります、去年購入いたしましたショーケース等の、冷凍つきなわけですけれども、室内機が内蔵になっているわけですけれども、どうも施設の中に暖かい空気がこもってしまうというふうなことから、施設の中に換気扇を4基つけまして、中の暖かい空気を外に逃がすという工事費を計上しています。20万円でございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 次に、建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） それでは、建設課関係の主なものについてご説明させていただきます。

12ページお開き願います。

下段、6款1項5目農地費15節工事請負費88万1,000円を計上しておりますが、これは蓬田地区の水路掘削応急工事及び水路土留板設置応急工事、そして、阿弥陀川地区の水路設置工事費であります。

14ページお開き願います。

8款2項1目道路維持費15節工事請負費193万1,000円を計上しておりますが、これは中沢地区の宅地の土留めの応急工事、中沢地区の側溝布設替工事、そして、高根橋橋梁補修工事、そして、瀬辺地地区の村道の舗装工事費であります。

そしてその下、2目除排雪費に除雪機の経費及び村道ロードヒーティングの改修工事費等として398万6,000円を計上しております。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 17ページお開き願います。

中段の表です。10款教育費3項中学校費1目学校管理費の修繕料62万2,000円、これは中学校の体育館の照明、ライトが30基ついているのですが、11基の修理分でございます。それが48万円。そのほかガラスにひびが入っている箇所が2カ所ありまして、そのガラスの取りかえ等で14万2,000円というふうになっております。

それから、1番下の表、保健体育費です。負担金補助及び交付金の蓬田村スポーツ振興事業負担金100万円、これはむつ小川原地域産業振興財団から村のスポーツ振興のために使ってくださいという、そういう助成金できてます。それを村の体育協会にそのまま出して使ってもらおうと。その計画としては、野球のユニホームの購入と、それから卓球台およそ8台、それを購入したいと思っています。野球はご存じのとおり、県民体育大会で町村の部で優勝しました。それで、朝野球のユニホーム、玉松クラブのユニホームを着てプレーしているという状況なので、ぜひこの際、新しいユニホームを購入したいというものです。以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。5番久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 12ページお開き願います。

3目13節の委託料、広域事務組合管理分粗大ゴミ処理及び撤去委託料とございます。この撤去、粗大ごみの回収は昨年度でしたか、昨年かその前に村でやったと思うのですが、この撤去の委託料というのは、この撤去というのはどこからどこに撤去したのか、ちょっとご説明をお願いします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） これは、去年の事業でもそうですけれども、蟹田のレミコンの下のところずっと何年も前から場所があります。その何年もかかって積み重ねてきたもの、それを、あそこをいったん更地にしなければならないということで、業者

を使って撤去するものです。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 10ページの備品購入費、説明では避難所用発電機購入費、それから投光機という説明でありましたけれども、これは何台でございましょうか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） まず発電機につきましては、消防団の屯所8カ所8台、それから、避難所用として6台でございます。それから、投光機も一応その数分見込んでございます。ただ、投光機につきましては……訂正いたします。投光機につきましては、屯所の方には見込んでございませぬので、一応6カ所分の6台を見込んでございます。ただ、これも最終的にはもっと精査して変更になる場合もあり得ます。以上でございませぬ。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。7番山舘清剛君。

○7番（山舘清剛君） 12ページの粗大ごみの件ですけれども、その場所を更地にするために撤去するということですけれども、そうすると、住民からの今後の粗大ごみの、今仮置き場所ということになっていますね。蟹田の今のこの場所。ということで、住民が今度粗大ごみを置く場所が、そこで更地にしちゃうとこれはどういうことになるのか、住民が運んでいく場所がこれから指定されるのか、していないのか、お伺いします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） 住民が現在持っていくには、山の蟹田のずっと奥の山にある最終処分場があります。まずそこに行ってから下の方の粗大ごみの置いてあるところに入れなさいというふうには今までは言ってきましたけれども、当面その奥の方の最終処分場の方で取り扱いをすることになります。以上です。

○議長（木村 修君） 7番山舘清剛君。

○7番（山舘清剛君） そうすると最終処分のところに仮置き場所があるということですか。まだ余裕があるということですか。あそこにはそういう粗大ごみを置く場所がないから今の場所に置いたものと私は当時から判断しておりましたけれども、そういうスペースが今、最終処分場のところにあるということですか。確認いたします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） 最終処分場そのものも狭くなってきております。それで現在、広域事務組合を、まじえて町村も入りまして、これからどうすればいいのかとい

う協議している段階です。

○議長（木村 修君） 7番山館清剛君。

○7番（山館清剛君） これからその捨て場所を協議するという事だけれども、そうすると、住民の当分のうち仮置き場所がないということに住民に報告しないといけないんじゃないですか。例えば、今住民が持っていきたくとも置き場所がないわけでしょう。これから協議して置き場所を設置するという事になると、現在のところはもう置けないだろうしそういうことになりますので、その間の対応、住民にどういうふうにするのかお伺いします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） 先ほども申しましたが、最終処分場で取り扱いいたします、当面。そういうことです。

○議長（木村 修君） ほかに質問ありませんか。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 16ページをお願いします。

工事請負費の防災無線の予算のところ、ちょっと関連してお伺いします。6月議会で防災無線のことで質問いたしました。朝6時のチャイムのことです。やはりその後もいろいろ意見が出されて、あの朝の6時のチャイムだけは役場の方でいったんとめていただけないかという趣旨の質問であります。答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 防災無線の放送ならびに、チャイムにつきましてはさまざまな意見がございます。幹部会の中で話をした際には、やはり必要であるというふうなこともありますし、一般住民の中でもチャイムにつきましては必要だという声もあります。ですから、一概には言えないわけですが、ただ、たびたびこういうふうなことが議会からも出てきますと、うちのほうでどういう対応をしたらいいか、その辺はやはり考えていく必要はあるのではないかと考えてございます。ただ、具体的にこの場ではまだ言えないということでございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） どういう行動をしても賛成の人と反対の人というのは必ず分かれるわけですね。ですから、チャイムの件に関しても、課長が答弁したように、必要だと言う人もあれば、私が言うようにちょっと朝の時間、6時のチャイムは要らないと、また騒音で苦痛であるという意見もあるわけです。そういう声というのは、私は少数意

見だとは思いますが、前にも質問したように、生活体系というのは皆それぞれ違います。朝2時ころ帰宅をして8時、9時まで眠る方もいると思います。そういう人たちのためにも、やはり騒音ということになれば、苦痛を与えるということになれば、行政としても当然考えるべきだと思います。

ですから、常識的に言ってお昼の12時のチャイムとか、夕方のチャイムに関しては、私はそれは何ら問題はないと思っておりますが、朝の6時のチャイムだけに関しては、行政の方でも、少数ではありますけれども、苦痛を住民に与えているということになれば、やはり再考していただきたいと思いますが、答弁は同じになると思いますが、では、村長の方から。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） これは本当に非常に難しい問題で、聞こえないと言う人たちもいっぱいおりますし、私のうちのところにもあるのだけれども、私は別にそううるさくないなと思っておりますし、さまざまあるわけですね。ただ、大方の地域の人たち、それから、消防団の幹部会等々の話をしますと、やはりなければいけないのではないかというような声の方がよくあります。ただ、睡眠を妨げるようなことであれば、これもまた困ったものだなと思うし、我々もどうすればいいか判断に迷うところでありまして、いい知恵をひとつかしていただきたいと思いますが、なかなか結論が出ないです。

○議長（木村 修君） 4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 匿名で手紙が来ているので、私だけでなくほかの議員にも来ていると思います。その人は、長科の方で、村長のすぐ近くの方です。その辺名前はわからないので、名字しかわからないので、その名字もいうことはできませんけれども、そういう苦情が来たので、長科を調べたらお宮のあの辺にあるわけですね。その辺の付近だと思います。以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。7番山館清剛君。

○7番（山館清剛君） 13ページのホタテの地まきの補助金についてお願いいたします。この件については、漁協より議長の方にも要望書が来ていたということで、議長より私たちにも配付になって、内容的にはわかっているわけですが、漁業者は自己養殖用のホタテ稚貝の確保と優先ということで、ホタテ母貝の確保をするために、このホタテ稚貝の地まき放流をしたいということで補助金の要望をされておいて、予算をつけたものと思われましても、何かこれを見るとホタテ稚貝の地まきのあれは漁業者から

買い取るということの要望のようでございます。したがって、漁業者の話によると稚貝も相当足りなくて、村外からも買って自分の養殖用の稚貝を確保しているという話も聞いていますので、現在、我が村の漁業者の稚貝を持っている人たちはどのくらい皆さんで供給し合って余っているのか、その辺を算定した予算のつくり方なのかお伺いいたします。現況を説明をお願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 亮君） 漁協関係者に聞き取りしたところ、ここ何日か現在の状況ですが、まだ確保できていない組合員さんもいるようでありまして、おおむね80%ぐらいはまず確保できるようになるかという大方の予想をしております。まだ採苗器に入れている段階で、今月末から10月上旬あたりには集めて分散させると。最終的に100%を超えるのではないかというふうな予想を立てているようでありまして。11月に入りますと、ある程度11月の中旬ぐらいになりますと、それで各組合員さんそれぞれがまず来年の稚貝を確保しますので、その時点で大体あらかた、まず100%超えるかどうか、ある程度近い数字が出るようでございます。それに基づいて、まず100%を超えればこういった部分をまずこういう高水温対策に向けて来年以降の母貝の確保をするために、まず組合員がそれぞれ持ち寄って1箱大体1,500個ぐらい稚貝が入っているようで、大体12キロぐらいというふうに聞いていますけれども、それを大体組合員まず1人当たりだいたい30箱をめどにということで今回予算は計上していますけれども、集めてその自分たちが一緒に中沢と長科にかけてで約1キロほど、沖合800メートルですので、その辺に地まきを全員で、労力、船も出して、全員でやると。それを込みでまず大体一箱1,000円というふうな計算をしているようですので、まず、今のところはっきり100%ぐらい確保できたかというところとちょっと微妙なようです。ただ、後潟とか蟹田とか、組合員同士では横のつながりでやりとりを、後潟の方が余り条件がよくなって、やりとりしたりして、組合員同士ではやっているようですけれども、なかなか漁港単位だと難しく、稚貝もちょっと高いというふうなことを聞いていますので、それでは今のところ前になんか東側の海の方が大分、こっちの方が稚貝がなくて取り寄せたという経緯はあるようでございますけれども、なかなかこちらの方の水温になじめないといいますが、やはり潮流の関係とか気候の関係とかあるのでしょうか、あっちから持ってきた稚貝がなかなか育たなかったという例があったようでございますので、今のところ組合員間同士ではその取引どうのこうのとなっていないようでございます。

いずれにしても、今月末ぐらいでその採苗した部分を足して回収して10月、11月、実際に稚貝で回収して数をかぞえますので、その時点ではっきりわかれば、100%超えた部分で何とか母貝をつくるために、その母貝についてはとらないで一生母貝として、稚貝をつくるための母貝だということです。母貝はずっととらないというふうなことでございますので、その辺まだちょっとこちらの方も実際どういうふうになるかというのはちょっと見極めている最中ですので、一応とりあえず漁協関係者の話ですと100%超えるので、何とか地まきまではこぎつけたいというふうなことを言っておりました。以上であります。

○議長（木村 修君） 7番山館清剛君。

○7番（山館清剛君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。ただ、私は今、気にしているのは、ホタテの母貝、これは来年の種ですから、これはぜひ補助しても蓬田漁協で来年の母貝として地まき放流をして、来年の稚貝をとりたいと、それを確保するためにこれはもう私は反対するのでもないし、もっと多く予算をつけてもやはり母貝を放流するには大賛成です。ただ、この要望書の中に、漁業者から買い取ったものに補助してくださいということがありますね。だと思います。ここにもありますけども、私は、ほかの方にありますけれども、この漁業者からその余ったものを漁業者から買い取って事業を実施するという、その要望書でございますので、我が村の漁業者が地まき放流した後、稚貝が残ったと、その部分については母貝として放流したいと、地まきしたいという、その考えのようでございますので、これは今課長が答弁したとおり、よそからも入れて個人的に確保している人も多いようでございますので、残ったものに足してやったけれども、漁協そのものは全体で皆さんで供給し合って残っていたらしいけれども、余っている人は余っている、足りない人は足りない、他から買って自分の養殖用の稚貝にしているという、このバランスがどうなっているのかということですね。余っている人が多く余っている人からは「私が余っているから買ってくれ」補助してくださいではなく、やはりそういうところをはっきりと明確に調査しながら、蓬田漁協管内で採取した稚貝をみんなで分け合ってやった方が、それで余ったのがどっかでまとまって余計にある人だけでやったものは、これは不公平になりますので、その辺を十分に注意しながら調査して、また漁民に平等にこの補助金が渡るような施策をしてもらいたいと。これは担当としてよくその辺を調査して漁協と話し合いをしながら、この予算を有効に使っていただきたいと、こう要望しておきます。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。5番久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 16ページをお願いします。

1目の11節ですけれども、先ほど第1、第2分団のスタッドレスの購入費として33万9,000円の計上のご報告がありましたけれども、この33万9,000円というのは、私もタイヤのことは随分詳しく知っているつもりでございますけれども、少し計上の数字が高いのではないかと思うのですが、どのような算出のあれでこの33万9,000円というのが出たか、ちょっと報告願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） お答えいたします。

まず、タイヤ分が12本で26万4,000円、それから、タイヤの組みかえも含まれております。それが4万8,000円、それからあと、タイヤの処分料、それが1万200円で、合わせて33万8,310円というふうに見込んでございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 5番久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） うちの村も消防車、または村長車とか、さまざま公用車がたくさんあるわけですけれども、そういうとき、できるだけ小さな金額で済めばそれにこしたことはないわけでございますけれども、できればブリヂストンさんとか、ダンロップさんとか、ヨコハマさんとか、いろいろメーカーさんはたくさんございますけれども、例えば所有しているさまざまな車両に関して、このくらい我が村ではございますと、ですからできるだけ1社とかはなかなか難しいだろうけれども、これを安くさせるには工夫を考えてもう少し1社にまとめるとか、全車両のタイヤはじゃあなたのところでもっと任せますから、もっと安くなるような方法というのはとれないものでしょうかね。ちょっとその辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 役場の公用車が10台以上ありますので、いずれにしてもできるだけ公用車もそうですけれども、普段から安く手に入れるように、そういう工夫はしていますので、今回のタイヤにつきましても、それは当然頭に入れて、できるだけ安く買うということでいきますので、よろしく願いいたします。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。1番久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 私ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、もう1度お聞きしたいと思って、今立ちました。14ページです。土木費の道路橋りょう費の関係です。

まず、1の道路維持費の15の工事請負費、阿弥陀川宅地応急工事となっていますので、この中身です。次にその同じ工事費の中に、村道6-3-3号線舗装工事とありますけれども、これは具体的にどこの道路なのか、ちょっと私場所が特定できないので、そこを場所を特定してお知らせ願いたい。

もう一つ、その下の2番の除排雪費です。ここも工事請負費、村道のロードヒーティング改修工事とあります。確かにことしの春にかけて下がるところの北側の部分が雪が残って非常に危険だなどは思っていましたけれども、これは全面やるものなのか、その内容をお知らせ願いたいと思います。

これに関連すると思いますが、15ページの、次のページに、気中開閉器交換工事とございますので、これは一括でご説明いただければと思います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） まず、阿弥陀川地区の宅地の応急工事ですけれども、旧団地ですね、小学校通りからその北側の団地なのですけれども、その土留めが崩れておりまして、これを直したいと要望が来ましたので、私も見に行ってきました。土留めが壊れておりましたので、これを直したいと思っております。

それから、村道6-3-3号線、これは瀬辺地の変電所近く、たしか木村さん宅だと思っておりますけれども、裏のずっと瀬辺地の山の方に上がっていくのですが、その上の方から雨が降れば、木村さんのうちのところまで砂利がもうかなり流れてきて、長年木村さんのところでは、その砂利を片づけていると。それで、あそこはまた畑に行く方が結構通りますのでという要望がございまして、何回か見に行って、何年も前から砂利が落ちて困っているということで、今回整備をしたいということで計上いたしました。

それから、村道のロードヒーティング、これは旧国道280号線から温泉通りの踏切のところなのですけれども、去年も若干工事したのですが、なかなか見つけられなくて、ことしも上の方、全面ではありません、予定としては国道旧280号線から、約踏切の間の半分くらいにはなるかと思えます。

それから、気中開閉器交換工事費、これは冬期間、12月1日から3月31日まで電気の方をやっているのですけれども、配電線からロードヒーティング操作盤へ送る電力の開閉するスイッチがかなり10年近く経過していて、さびが発生しているということで交換したいということでございます。以上です。（「わかりました」の声あり）

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。7番山舘清剛君。

○7番（山舘清剛君） 10ページ、コミュニティバスの運転手の委託料ですけれども、課長の説明によりますと、請け負っているアシスト株式会社が予算が少なくなってこれできないから、アシスト(株)指定管理者に対する補助みたいな形出すということでございますけれども、それはそれで補助金として出したらいいんじゃないかと思うわけです。何かそのコミュニティバス業務委託料ということになりますと、役場の方で頼んでいたのにそういう格好になりますので、この予算的なつくり方というのはどうも納得いかないわけです。これ村で頼んでいる運転手ならいいけれども、指定管理のアシストの方へそのままそっくりこの運転手の手当を、賃金を回すのだという説明ですけれども、それでいいのかどうか。総務課長、答弁。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 先ほどの私の説明でちょっと誤解を招く説明があったようですので、正確には、今回の運転業務を委託する際、昨年7月1日にコミュニティバス運転業務委託契約を交わしてございます。アシスト株式会社の方には、よもぎたアシスト株式会社の方には、運転業務のみを委託してございます。あとは車両の管理並びに燃料費とか、そういうのは役場で負担してございます。そういう関係で、今回運転業務に必要な運転手の賃金に相当する分の経費として、今回委託費の中に計上したということでございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 7番山舘清剛君、よろしいですか。

それでは、そのほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第57号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議長（木村 修君） 日程第13、議案第58号平成23年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 平成23年度蓬田村学校給食センター補正予算を説明します。

40万7,000円を追加し、2,768万1,000円とします。

6ページをお開き願います。

13節委託料、空調換気設備保守点検業務委託料39万7,000円、一月当たり5万4,000円掛ける、これから3月までの7回になっています。これは屋外に3機エンジンがついていまして、動力がついていまして、それをLPガスを燃料で動かすのですが、空調設備のコンプレッサー、そういうものに使います。冷媒を循環させて冷房と暖房に使うわけです。そのエンジンの点検整備と、それから、吹き出し口、給食センターなので油ものとかすぐ出るのですが、その吹き出し口のフィルターの掃除、毎月1回やらないと暖房とか冷房とかに影響が出るというものです。その委託料39万7,000円です。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番山館清剛君。

○7番（山館清剛君） この給食センターについては、前回議会の方から視察をしたいという提案があったわけですが、今いろいろと給食センターにそれなりの、何というか、決まりとえばいいわけですか、今食中毒とか、そういうものに関する外気からのその汚染される物が入らないために見学できないという説明でありましたけれども、この給食センターの建設については、議会側も相当要望があったし、希望もあったし中学校の方の改築をしてそこに設置すればいいとずっと前からの話ですけれども、せっかくできたものをこういうふうに予算も追加したり、いろいろとあるわけですが、全く見学していない、議会も議員もだれもわからないということでございますが、非常に我々も、私も一度見て皆さんに説明したいし、機能はどういうふうな機能、今までとかなり変わった近代的な機能だと思いますけれども、それが見られないということは非常に残念だと思いますので、いつか機会に見られないものかと。内容、建設されたもの、我々が予算を決議して建設されたもの、我々がそれを見られないというのは、ちょっとあれですので、見学したいと、こう私は希望したいわけですが、いつかの機会にできるかどうか。もしできたらいつかの機会になるか、この休みにでもそういうことをできましたら、見学させていただきたいと、こう思います。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 給食センターを冬休みとか春休みとかのときであれば、いったん給食をやめて掃除して、それから休みに入って、次に学校が始まるときまた掃除して、それでやるのですけれども、その間であれば見学は可能ですので、冬休みだと12月の24、5になりますので、私は例月会とあわせて視察、見学できればなど思っているのですが、春休みでしたらできるのですけれども、夏休みと。そのところ、また日程を合わせながら何とか見学させたいと思っています。少し期間がたったので多少汚れてきていますけれども、何とか日程をつめて計画します。

○議長（木村 修君） 7番山館清剛君。

○7番（山館清剛君） 今、教育課長の方から希望を持てるような答弁がありましたので、ぜひ、これは私ばかりじゃないと思いますので、議会の方で、行政の方でも村長が見ているのかどうかわかりませんが、私らもそういうふうにして企画をしたいと思いますので、ぜひ機会をつくって見学させてくれるよう、よろしくお願いします。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ないようですから、討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第59号 平成23年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

○議長（木村 修君） 日程第14、議案第59号平成23年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（越田茂弘君） 平成23年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてです。

136万9,000円を追加し、4億6,704万1,000円とします。

最終ページ、6ページ、歳出の件ですけれども、これは22年度の療養給付費負担金返還金並びに特定健康診査返還金、それから、出産育児一時金交付金の返還金ということで、その三つの返還金合わせて136万9,601円になっております。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第60号 平成23年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案

○議長（木村 修君） 日程第15、議案第60号平成23年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 議案第60号平成23年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

平成23年度の蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ139万2,000円を追加し、予算総額を1億1,605万6,000円とするものでございます。

主なものといたしましては、6ページ、お聞き願います。

1款1項1目一般管理費15節工事請負費115万5,000円を計上してございますが、これは緊急遮断弁操作盤内蓄電池取替工事費であります。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 6ページの工事請負費の115万5,000円でお聞きしますけれども、

蓄電池取替工事費ということになっておりますけれども、これは蓄電池ですからバッテリーだと思っておりますけれども、どういう規模で寿命というのは何年くらいなのでしょう。もう少し説明をお願いします。

○議長（木村 修君） 暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 今の細かい部分について精査しておりませんでしたので、後日、ちゃんと精査して改めて報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第61号 平成23年度蓬田村介護保険特別会計補正予算
（第2号）案

○議長（木村 修君） 日程第16、議案第61号平成23年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（越田茂弘君） 平成23年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）につ

いてです。

969万6,000円を追加して、3億9,754万2,000円とします。

支出について、7ページごらんください。

2款5目居宅介護福祉用具購入費、当初18万円見ておりましたけれども、結構今回申請が多くて、このままでは足りなくなるということで10万円を補正しております。例えば介護用品ですから、ポータブルトイレが欲しいとか、そういう感じの場合で一応補助の対象になるというものです。

それから、7款の2目償還金、償還金の総額が959万6,000円となっており、内訳は説明のところに平成22年度分の返還金ということで六つの事業の金額が記載されております。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論ないようですから、討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第17 発議案第2号 消費税増税反対を求める意見書案

○議長（木村 修君） 日程第17、発議案第2号消費税増税反対を求める意見書案を議題といたします。

提出者の坂本 豊君より説明を求めます。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） それでは、消費税増税反対を求める意見書案についてご説明申し上げます。

政府は、6月30日、2010年代半ばまでに消費税を段階的に引き上げ、10%にする大増税計画を盛り込んだ「社会保障・税の一体改革」の成案をまとめました。その内容は、「社会保障のため」と言いながら、医療費の窓口負担の引き上げ、年金の支給開始年齢

の引き上げなど、社会保障切り捨てと一体のものです。

消費税が増税されれば、過去に経験したように国民の消費が落ち込み、被災地域を初め、青森の地域経済も大打撃を受けます。

消費税は、そもそも所得の低いほど負担が重い不公平な「暮らし破壊税」です。今も苦難を強いられている被災された方々にも容赦なくのしかかり、家や工場などを失った被災者の生活再建に大きな負担を強いる過酷な税金です。弱い者にしわ寄せをする消費税は社会保障財源として最もふさわしくありません。

国民の暮らしや家計、地域経済を守るために、消費税の増税をきっぱりやめることを求めます。

以上、何とぞ慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（木村 修君） 質疑を省略し、これより討論を行います。ないようですから、討論を終わります。

これより発議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第18 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

○議長（木村 修君） 日程第18、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件を議題といたします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を付託することに決定いたしました。

以上をもって、今定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

閉会するにあたり、村長よりあいさつをお願いいたします。

○村長（古川正隆君） 今定例会に提案いたしました全議案を可決していただきまして、

まことにありがとうございました。今後とも議員の皆様方にはご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。まことにご苦労さまでございました。

○議長（木村 修君） これをもちまして、平成23年第3回蓬田村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時04分 閉会

上記会議の経過は、事務局長川崎清春が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員